

平成29年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成29年3月6日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	谷本芳朋
総務政策課員	樫原基史	総務政策課員	平尾好孝
企画員		企画員	
税務課長	橋本秀行	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課員	川口孝志	住民生活課長	原宗男
企画員		住民生活課員	
住民生活課員	中松秀夫	企画員	栗田信孝
企画員		住民生活課員	
企画員	宮本真里	企画員	木村陽子

上下水道課長	三 栖 啓 功	上下水道課 企画員	坂 本 厳
教育委員会 総務課長	家 高 英 宏	教育委員会 生涯学習課長	新 堀 浩 士

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 2 号 上富田町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 上富田町行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 西牟婁郡公平委員会規約の廃止について
- 日程第 8 議案第 6 号 西牟婁郡公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に關する
条例
- 日程第 9 議案第 7 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 8 号 和歌山県と上富田町の公平委員会に関する事務の委託に
ついて
- 日程第 11 議案第 9 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 10 号 上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 11 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 12 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第 15 議案第 13 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 14 号 上富田町犯罪被害者等の支援に関する条例
- 日程第 17 議案第 15 号 平成 28 年度上富田町一般会計補正予算(第 7 号)
- 日程第 18 議案第 16 号 平成 28 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
(第 2 号)
- 日程第 19 議案第 17 号 平成 28 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 3 号)

日程第 2 0	議案第 1 8 号	平成 2 8 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）
日程第 2 1	議案第 1 9 号	平成 2 9 年度上富田町一般会計予算
日程第 2 2	議案第 2 0 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
日程第 2 3	議案第 2 1 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計介護保険予算
日程第 2 4	議案第 2 2 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
日程第 2 5	議案第 2 3 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計診療所事業予算
日程第 2 6	議案第 2 4 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
日程第 2 7	議案第 2 5 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
日程第 2 8	議案第 2 6 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
日程第 2 9	議案第 2 7 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計奨学事業予算
日程第 3 0	議案第 2 8 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
日程第 3 1	議案第 2 9 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
日程第 3 2	議案第 3 0 号	平成 2 9 年度上富田町水道事業会計予算
日程第 3 3	議案第 3 1 号	平成 2 9 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
日程第 3 4	議案第 3 2 号	工事請負契約の締結について（平成 2 8 年度 第 2 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター建築 工事）
日程第 3 5	議案第 3 3 号	工事請負契約の締結について（平成 2 8 年度 第 3 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター電気 設備工事）
日程第 3 6	議案第 3 4 号	工事請負契約の締結について（平成 2 8 年度 第 4 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター機械 設備工事）

△開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。

平成 2 9 年第 1 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 9 年第 1 回上富田町議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本明生）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 3 番、樫木正行君、5 番、九鬼裕見子君を指名します。

△日程第 2 会期の決定

○議長（山本明生）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 1 7 日までの 1 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、会期は 1 2 日間に決しました。

△日程第 3 諸般の報告

○議長（山本明生）

日程第 3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成２８年１２月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第１２１条の規定により出席要求した平成２９年３月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、１２月定例会において多数で可決されました地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書につきましては、関係機関等に１２月１２日付で送付しましたのでご報告いたします。

また、本定例会までに提出のありました透析患者に対する医療制度及び災害時における透析患者、障害者に対する支援についての要望書、日本政府・両院議長への意見書議会決議・意見書採択の陳情書、これら２件につきましては、写しをお手元に配付しておりますのでお目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りにつきましては、本日３月６日午後３時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本明生）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成２９年第１回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

ことしも２月１８日、１９日の両日に奈良県斑鳩町で開催されました聖徳太子市へ、昨年に引き続き、上富田町のＰＲと物産販売を行ってきました。全国各地の物産販売が行われており、多くの来場者でにぎわっていました。

また、昨年は石川県津幡町の協力をいただき、文化交流事業として上富田町民創作劇彦五郎物語を上演してまいりました。今後とも職員交流、スポーツ交流、文化交流等の幅広い交流を継続して行いたいと考えております。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いする議案につきましては、条例の一部改正

が9件、条例の制定が2件、規約の廃止が1件、事務の委託が1件、平成28年度一般会計、特別会計の補正予算が4件、平成29年度一般会計、特別会計予算が13件、工事請負契約の締結が3件の計33件でございます。

なお、追加議案として、物品購入契約の締結1件を本議会に上程させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年の第1回定例会に際しまして、重要議案を提案するに当たり、基本方針を申し上げ、議員各位のご協力を賜りたいと存じます。

平成29年度の国の地方財政対策によりますと、平成29年度予算の閣議決定に基づき、通常収支分と東日本大震災分に区分して整理されています。通常収支分につきましては、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額につきましては、平成28年度より0.4兆円上回る額を確保することとしています。

まち・ひと・しごと創生事業費の確保としまして、地方公共団体が自主性、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、平成27年度に創設されたまち・ひと・しごと創生事業費につきましては、平成29年度におきましても引き続き1兆円を確保するとされています。当町では、厳しい財政状況の中で効率的、持続可能な行政運営を確保するため、行政改革推進本部を中心に、なお一層の取り組みを進めてまいります。

平成29年度の一般会計当初予算の編成に当たり、上富田町第4次総合計画及び上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくことを基本とし、平成30年度の実施を予定しています学校給食センターや公共施設の更新等の財源確保に向け、従前からの経費の節減をなお一層進めるとともに、徹底した行財政改革により、将来の財政負担の抑制を図るとともに、歳入は1年間見通した決算に近い額で、一方、歳出は歳入に見合う額として、基本的には財政調整基金、減債基金等を取り崩さないことで予算編成を進めてまいりました。

1年間を見通しますと大きな経費であります一部事務組合等への負担金等で不足額が生じてきますが、歳入の状況や歳出の時期を勘案して補正措置をお願いすることになります。変則的な予算であることは重々認識していますが、職員には一人一人が今後も財政が非常に厳しい状況が続くことを再認識し、議員、町民の皆様にも財政の厳しさをご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思っています。

また、予算執行に当たりましては、監査委員の指摘事項を十分に反映し取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案日程に従いまして、その概要のご説明を申し上げたいと思います。

議案第2号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、地方税法の一部を改正する総務省令が公布され、法人町民税の税率引き下げや軽自動車税のグリーン化特例の1年延長等により、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第3号、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案でございます。議案第4号は上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案でございます。2議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、各条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第5号につきましては、西牟婁郡公平委員会規約の廃止についてでございます。この議案は、平成29年3月31日をもって、西牟婁郡公平委員会の共同設置を廃止することから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号につきましては、西牟婁郡公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案でございます。この条例は、西牟婁郡公平委員会の廃止に伴い、関係する3条例を整備するものであります。

次に、議案第7号につきましては、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、西牟婁郡公平委員会の廃止に伴う改正と、本条例に規定されていない委員報酬を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号につきましては、和歌山県と上富田町の公平委員会に関する事務の委託についてでございます。この議案は、公平委員会の事務を和歌山県に委託したいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案と議案第10号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案の2議案につきましては、本年度、一般職員の給与に関する法律が改正され、来年度以降、配偶者に係る扶養手当の見直しがされたことから、各条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号につきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号につきましては、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、本年度の一般職員の給与に関する法律の改

正に伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第１３号につきましては、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、第１号被保険者の保険料の軽減を平成２９年度においても継続することの改正と、介護予防・日常生活支援総合事業の経過措置を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第１４号につきましては、上富田町犯罪被害者等の支援に関する条例案でございます。この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本理念を定め、必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的として、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第１５号につきましては、平成２８年度上富田町一般会計補正予算（第７号）でございます。今回、補正前の額から３，７２１万５，０００円を減額し、予算総額を６９億１，３６９万７，０００円と定めています。

補正予算の概要は、総務費では、交付決定額の確定に伴い地籍調査測量委託料１，５００万円を減額措置、民生費では、特別会計後期高齢者医療への繰出金５８６万６，０００円、施設型給付費負担金８００万円、地域型保育給付費負担金３００万円を追加措置しております。

衛生費では、紀南環境広域施設組合負担金１，４３５万３，０００円を減額措置しています。

土木費では、残土処分場工事請負費２，４２２万２，０００円及び測量設計調査委託料１００万円を減額措置しています。

教育費では、岡小学校の支援教室増設のための修繕料３３０万円を措置しています。

一方、歳入につきましては、負担金、国・県支出金、繰入金、諸収入、町債を充当補填しております。

次に、議案第１６号、平成２８年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第２号）から議案第１８号、平成２８年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算までの３議案については、事業費の見直し補正を行っています。

次に、議案第１９号、平成２９年度上富田町一般会計予算から議案第３１号、平成２９年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの１３議案につきましては、議会の開会中に予算審査特別委員会を開催していただきまして、ご審議をいただけるようお願いしたいと思います。

次に、議案第３２号につきましては、工事請負契約の締結について（平成２８年度

第2号 学校給食施設整備事業（上富田町学校給食センター建築工事）でございます。今回7社の指名競争入札によりまして、株式会社後工務店と2億9,484万円で契約を締結するものであります。工事内容につきましては、鉄骨造平家建て1棟1,270平方メートルの給食センターの建築と1棟56平方メートルの車庫を建築するものであります。

次に、議案第33号につきましては、工事請負契約の締結について（平成28年度第3号 学校給食施設整備事業（上富田町学校給食センター電気設備工事））でございます。

今回8社の指名競争入札によりまして、株式会社第一テックと1億3,072万1,040円で契約を締結するものであります。工事内容につきましては、給食センターの電気配線工事、受変電設備工事等を施工するものであります。

次に、議案第34号につきましては、工事請負契約の締結について（平成28年度第4号 学校給食施設整備事業（上富田町学校給食センター機械設備工事））でございます。

今回4社の指名競争入札により、山本施設工業株式会社上富田営業所と2億304万円で契約を締結するものであります。工事内容につきましては、給食センターの給排水施設、水処理施設、空調設備等を施工するものであります。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長、企画員に概要を説明させますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

最後に、平成29年度の職員体制についてでございますけれども、平成29年4月1日より和歌山県へ1名の職員を派遣し、現在、派遣している職員3名のうち2名が帰任しますので、派遣職員は2名となります。一方、和歌山県——これは警察本部も含めましますけれども、新たに2名の職員を派遣していただきます。現在の和歌山県の派遣職員2名が帰任することにより、和歌山県からの派遣職員につきましては、現在と同じ3名となります。

また、町職員と社会福祉法人上富田町社会福祉協議会職員の人事交流により、相互に1名の職員を派遣することにしていきます。

一方、平成28年度の退職者及び退職予定者は5名となっております。

これにより、職員数につきましては、平成28年4月1日現在117名で、平成29年4月1日現在の新規採用職員5名を含めまして117名となり、職員数は同数となります。不足する部署につきましては、臨時職員を採用することで当面は乗り切りたいと考えています。

今後とも、継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でございますので、議員各位におかれましてもご理解と変わらぬ力添えをお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。今議会、よろしくをお願いします。

△日程第4 議案第2号～日程第36 議案第34号

○議長（山本明生）

この際、日程第4 議案第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例から日程第36 議案第34号、工事請負契約の締結について（平成28年度 第4号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター機械設備工事）の件まで33件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

おはようございます。

私のほうからは、議案第2号を説明いたします。

議案第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町税条例等の一部を改正する条例（案）。

上富田町税条例の一部改正。

第1条、上富田町税条例の一部を次のように改正する。

まず、税条例案の趣旨、背景につきまして簡単にご説明いたします。

地方税法の一部を改正する総務省令が平成29年11月28日に公布されたことに伴いまして、改正条例案の承認を求めるものでございます。今回の税制改正では、消費税率引き上げ時期の変更等に伴いまして、個人町民税、法人町民税、軽自動車税に関する所要の規定の整備となっております。

それでは、各条の改正ポイントにつきまして、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、恐れ入ります、9ページ上段をお願いします。

第1条による改正ポイントは2点ありまして、まず1点目の附則第7条の3の2の規定につきましては、個人町民税の住宅ローン控除の適用期限の2年延長に係る規定の整備でございます。

内容につきましては、住宅ローン減税対象者で、所得税で控除し切れなかった金額がある場合は翌年度の個人住民税におきまして特例措置が適用される改正の規定でございます。

次に、２点目の附則第１６条の規定につきましては、軽自動車税のグリーン化特例の１年延長に係る規定の整備でございます。

参考資料は９ページ下段から１１ページに掲載しております。

まず、第１項の規定につきましては、重課税率の適用といたしまして、最初の新規検査から１３年を経過した軽自動車に対しましておおむね２０％重課する規定となっております。表の中段のほうは新税率で、右欄のほうが重課税率となっております。

次のページをお願いします。

２項から４項の規定につきましては、軽課税率の適用となっております。適用期間中に減税対象車を取得する場合、当該年度の翌年度、平成２９年度分に限り、特例措置が適用される規定でございます。表の中欄は新税率で、右欄は軽課税率となっております。

なお、今回の改正では税率の改正ではなく、字句の改正となっておりますのでご注意ください。

次に、第２条の改正の説明となりますので、恐れ入りますが、１ページ下段をお願いします。

第２条、上富田町税条例の一部を次のように改正する。

第２条による改正ポイントは３点ありまして、まず１点目は、法人町民税の税率の見直しでございます。

一番下段のほうで、第３４条の４の規定、これは法人税割が現行の９．７％から６％に引き下げられる改正となっております。これは地方法人税、いわゆる国税の税率を引き上げ、交付税の原資化とすることに伴う改正でございます。

２ページをお願いします。

２点目は、環境性能割制度の導入規定の整備でございます。

軽自動車の取得時の課税としまして、環境性能に応じて税率が決定する環境性能割制度の所要規定の整備でございます。

恐れ入ります。参考資料１３ページから説明いたします。

第８０条の規定は、納税義務者の課税区分を規定しております。

１４ページから１７ページをお願いします。

第８１条は、売買契約時等のみなす課税を規定しております。

その下の第８１条の２から第８１条の８まで新設７条を加え、環境性能に係る課税標準、税率、徴収方法等々につきまして規定しております。

次に、３点目は、種別割に係る規定の整備でございます。

参考資料１７ページをお願いします。

１７ページ下段から２２ページに記載しております第８２条から第９１条までは、現行の軽自動車税を種別割という名称に変更する所要規定の整備でございます。

次、２３ページをお願いします。

附則第１５条の２から第１５条の６まで新設５条を加え、環境性能割に係る賦課徴収、減免、徴収取扱費等々の特例につきまして規定しております。

なお、今回の環境性能割は町税条例に制定しますが、当分の間、県が賦課徴収をすることとなっております。

参考資料２４ページから２６ページをお願いします。

附則第１６条の規定は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更しまして、字句の所要規定の整備となっております。

また、経過特例は２９年度部分のみの適用となるため、今回の第２条による改正は第２項から第４項を削除するという、第１条で改正して、また第２条で改正するというちょっと異例な改正となりますのでご注意ください。

続きまして、恐れ入ります、７ページ中段をごらんください。

上富田町税条例の一部を改正する条例の一部改正。

第３条、上富田町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

これは平成２６年改正附則第６条の一部改正の一部改正でございます。今回の第８２条及び附則第１６条の改正に合わせました所要の規定の整備となっております。

次に、８ページをお願いします。

第４条、上富田町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第１条第２号中、「平成２９年４月１日」を「平成３１年１０月１日」に改める。

この改正規定は、今回の第１９条の改正に伴いまして、施行期日の延長による所要規定の整備となっております。

なお、第３条及び第４条の改正は、参考資料２７から２８ページに対照表を掲載しておりますので、あわせましてお目通しのほどお願いします。

恐れ入りますが、８ページ中段をお願いします。

附則第１条におきまして、この条例は平成２９年４月１日から施行することとしております。ただし、１号は公布の日から、２号は平成３１年１０月１日から施行することとなっております。

また、附則第２条に法人町民税、第３条、第４条におきましては、軽自動車税に関する経過措置を定めておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本明生）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

おはようございます。

私からは、議案第3号から議案第12号についてご説明申し上げます。

議案第3号、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

上富田町個人情報保護条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町個人情報保護条例の一部改正。

上富田町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文について、新旧対照表に基づきご説明させていただきますので、2ページをお願いします。

第2条第4号で、情報提供等記録の定義を追加しております。

第19条の2で、番号法の改正に伴い、条のずれによる改正を行っております。

次のページをお願いします。

第21条の2で、情報提供等記録の提供先等への通知について、番号法第19条第8号に規定しております、条例事務関係情報照会者若しくは提供者を追加するものでございます。

1ページに戻ってください。

附則で、この条例は平成29年5月30日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成２９年３月６日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正。

本条例につきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文をお願いします。

第１条及び第５条第１項中、第９号を第１０号に改める。

これは番号法の改正に伴い、号のずれが生じたための改正であります。

１ページに戻ってください。

附則で、この条例は、平成２９年５月３０日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第５号、西牟婁郡公平委員会規約の廃止について。

地方自治法第２５２条の７第２項の規定により、平成２９年３月３１日をもって、西牟婁郡公平委員会の共同設置を廃止したいので、西牟婁郡公平委員会規約を廃止する規約を別紙のように定めることについて、議決を求める。

平成２９年３月６日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

西牟婁郡公平委員会規約を廃止する規約。

西牟婁郡公平委員会規約は、廃止する。

この議案は、平成２９年３月３１日をもって西牟婁郡公平委員会の共同設置を廃止することから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

附則第１項で、この規約は平成２９年４月１日から施行する。第２項で、西牟婁郡公平委員会規約の廃止に伴い、当該事務に係る経費に剰余金が生じたときは、その剰余金は上富田町に帰属するものとするとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第６号、西牟婁郡公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例。

西牟婁郡公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

西牟婁郡公平委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（案）。

この条例は、西牟婁郡公平委員会の廃止に伴い、関係する条例を整備するものであります。関係する条例につきましては、第1条から第3条までの3条例を条立てに整理していますので、よろしくお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

3ページをお願いします。

第1条、上富田町情報公開条例の一部を改正する条例（案）についてです。

第1条第1項中、「、公平委員会」を削るものでございます。

4ページをお願いします。

第2条、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）についてです。

第2条第2号中、「、公平委員会」を削るものでございます。

5ページをお願いします。

第3条、上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）についてです。

第4条及び第5条について、公平委員会の事務局が和歌山県人事委員会になることから改正するものでございます。

2ページへ戻ってください。

附則で、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、西牟婁郡公平委員会の廃止に伴い、別表第1に規定しております公平委員会委員長と公平委員の項を削除するものであります。

あわせて、介護保険事業計画等策定委員、母子保健推進員、子ども・子育て会議委員の報酬額を追加するものであります。

また、「その他の調査員等」を「前各項に掲げる者のほか、臨時又は非常勤の委員等

の職にある者」に改正するものであります。

附則で、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしてございます。

最後に、新旧対照表を添付していますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号、和歌山県と上富田町の公平委員会に関する事務の委託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託をしたいので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

提案理由としましては、公平委員会の事務を和歌山県に委託したいので、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

これは和歌山県と上富田町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約でございます。

規約は4条で構成しております。第1条で、委託について定めています。第2条で、管理及び執行の方法を定めています。第3条で、経費の負担について定めています。第4条で、委任について定めております。

附則で、この規約は平成29年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、本年度、一般職員の給与に関する法律が改正され、来年度以降、配偶者に係る扶養手当の見直しをされたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文について、新旧対照表に基づきご説明させていただきますので、5ページをお願いします。

第14条で、扶養手当について改正しております。第14条第2項で、第2号で定め

ていました孫を削り、第3号を追加し、孫に係る扶養手当の規定を定めております。

第3項で、配偶者に係る扶養手当、月額を1万3,000円から6,500円に減額し、子に係る扶養手当月額を1人につき6,500円から1万円に増額する改正であります。

第5項から、次のページの第7項につきましては、扶養手当の改正にあわせて条文の見直しを行っております。

7ページをお願いします。

第20条で、勤勉手当を改正しています。勤勉手当基礎額を職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計から、職員が受けるべき給料の月額に改正するものであります。

次に、第36条で、非常勤職員等の給与に関する規定を定めています。非常勤職員等の給与に関する規定が条例で定められていないことから、今回新たに規定を定めるものでございます。

2ページに戻ってください。

附則で、施行期日等を定めております。第1項で、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしてございます。

第2項で、平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例を設けています。扶養手当額を2年間で調整するよう規定を設けているものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例改正につきましても、今年度、一般職員の給与に関する法律が改正され、来年度以降、配偶者に係る扶養手当の見直しをされたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文について新旧対照表に基づきご説明させていただきますので、2ページをお願いします。

第4条で、扶養手当について改正しております。

第4条第2項で、第2号に定めていました孫を削り、第3号を追加し、孫に係る扶養

手当の規定を定めております。

1 ページに戻ってください。

附則で、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。今回の改正により、育児休業等の対象となる子供の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子、それから養子縁組里親に委託されている子等が追加されております。

それでは、改正条文について、新旧対照表によりご説明させていただきますので、3ページをお願いします。

第3条で、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情として、再度の育児休暇ができる特別の事情を追加しております。

次の4ページをお願いします。

第10条で、育児短時間勤務の修了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を追加しております。

次に、第20条をお願いします。

第20条で、部分休業の時間について、特別休暇の育児時間または介護時間の時間数の調整を追加しております。部分休暇と特別休暇の育児時間または介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間となるよう調整することを追加しております。

2 ページに戻ってください。

附則で、この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第12号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する

条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、今年度、一般職員の給与に関する法律の改正により、扶養手当の支給額が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において定められています、扶養親族のある場合における補償基準額の加算額が改正されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文について新旧対照表に基づきご説明させていただきますので、2ページをお願いします。

第5条第3項第1号で、扶養親族のある場合における補償基礎額の加算額を改正しております。主なものとしまして、配偶者に係る加算額を433円から333円に減額し、子に係る加算額を217円から267円に増額する改正でございます。

また、第3項第2号で定めていました孫を削り、第3号を追加し、孫に係る加算額の規定を定めています。

1ページに戻ってください。

附則で、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしてございます。

今回の改正につきましては、来年度以降、段階的に改正されることから、平成29年度中に再度改正させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険条例の一部改正。

上富田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第3条中、「平成27年度及び平成28年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、第4条中、「町長が定める日」を「平成29年3月31日」に、「町長の定める日の翌日」を「同年4月1日」に改める。

本条例の一部改正につきましては、附則第3条では、介護保険料率の第1段階に属する方の介護保険料を平成27年度及び平成28年度について、年額3万8,200円を3万4,400円に軽減しているところですが、消費税の引き上げが延期されていますので、引き続き平成29年度においても同額の軽減を継続するための改正でございます。

また、附則第4条では、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定めており、事業の円滑な実施を図るために、平成27年4月から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うとして経過措置を定めていますが、平成29年4月1日から事業を実施するため、町長が定める日までの間に行わずとしているところを平成29年3月31日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うとしているところを、同年4月1日から行うに改正するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

なお、次のページに参考資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本明生）

住民生活課、中松君。

○住民生活課企画員（中松秀夫）

よろしくお願いします。

私からは、議案第14号についてご説明申し上げます。

議案第14号、上富田町犯罪被害者等の支援に関する条例。

上富田町犯罪被害者等の支援に関する条例を別紙のように制定する。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町犯罪被害者等の支援に関する条例（案）。

この条例は、平成17年4月1日に施行された犯罪被害者等基本法第5条で、地方公共団体の責務が明確に定められています。本町においても、犯罪被害者等に対する支援は重要な責務であることから、本条例の承認を求めるものでございます。本条例は17条立てとなっており、主なものについてご説明いたします。

第1条では、本条例の目的について定めてございます。本町における犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、必要となる施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的と定めてございます。

第2条では、この条例における用語の定義について規定してございます。

(1) 犯罪被害者とは、犯罪による死亡又は傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る）としてあります。なお、犯給法、すなわち犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に定義してあるため、交通事故などの過失による行為は除くとしてございます。

2号から5号までは、恐れ入りますが、お目通しをお願いします。

第3条については、基本理念について定めてございます。

1ページの第4条、次の2ページの第5条では、町の責務、町民及び事業者の責務について規定してございます。

第6条については、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、町が相談に応じ、関係機関等との連絡調整を図ることなどを明記してあります。

第7条については、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的住居の提供の支援について明記してございます。

第8条から第14条については、犯罪被害者等の見舞金の支給の範囲及び順位、見舞金の種類、金額、支給制限、決定、返還などに関して規定したものでございます。

第15条については関係機関との連携、第16条については啓発について規定してあります。

次のページをごらんください。

第17条では、必要な事項は規則で定めるとしてございます。

附則で、平成29年4月1日から施行するものとしてございます。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（山本明生）

午前10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時41分

○議長（山本明生）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

総務政策課、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第15号につきましてご説明いたします。

議案第15号、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

平成28年度上富田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,721万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,369万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、12款分担金及び負担金では、補正前の額に112万3,000円を追加し、6,572万8,000円と定めてございます。

14款国庫支出金では、補正前の額から470万9,000円を減額。

15款県支出金では、補正前の額から1,023万5,000円を減額。

18款繰入金では、補正前の額に2,340万6,000円を追加。

20款諸収入では、補正前の額から3,240万円を減額。

21款町債では、補正前の額から1,440万円を減額。

歳入合計では、補正前の額から、今回3,721万5,000円を減額し、69億1,369万7,000円と定めてございます。

次に、歳出につきまして、2款総務費では、補正前の額から1,712万6,000円を減額し、7億7,789万9,000円と定めてございます。

3款民生費では、補正前の額に1,804万9,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額から1,077万3,000円を減額。

5款農林水産業費では、補正前の額から395万8,000円を減額。

7款土木費では、補正前の額から2,400万2,000円を減額。

8款消防費では、補正前の額に287万6,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額から228万1,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から、今回3,721万5,000円を減額し、69億1,369万7,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」です。

廃止で、上富田町体育施設指定管理事業、期間、平成29年度から平成30年度、限度額6,000万円でございます。これにつきましては、当初予算で債務負担行為を設定しておりましたが、平成29年度から施設の運営方法を直営とするため、今回廃止を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」でございます。

変更で、紀南環境広域最終処分場建設事業につきまして、補正前の限度額から、今回1,440万円を減額し、590万円と定めてございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変わりございませんので、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次、7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきまして、このページから9ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出から説明いたしますので、16ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、2款総務費では、財産管理費で85万円を減額。主なものといたしまして、岩崎の共同作業場地質調査委託料100万円を減額措置してございます。

企画費で、消耗品費6万円を追加。

地籍調査費で、1,633万6,000円の減額。交付決定額の確定に伴いまして、地籍調査委託料で1,500万円、消耗品費で100万円等を減額してございます。

3款民生費では、社会福祉総務費で15万5,000円を追加。主なものといたしまして、水利組合負担金5万9,000円等を措置してございます。

老人福祉費で38万5,000円を追加。主なものといたしまして、大谷高齢者憩の家の修繕料25万2,000円等を措置してございます。

社会・児童福祉医療費で、特別会計後期高齢者医療繰出金として586万6,000

円を追加してございます。

次、１８ページをお願いいたします。

大谷総合センター運営費です。臨時職員社会保険料等の経費といたしまして２２万円を追加してございます。

児童福祉総務費では６，０００円を追加。通信運搬費３，０００円等を措置してございます。

保育所運営費では１，１４１万７，０００円を追加。主なものといたしまして、施設型給付費負担金で８００万円を、また地域型保育給付費負担金で３００万円を追加措置してございます。

４款衛生費、保健衛生総務費で、公立紀南病院組合負担金、運営費分として３５８万円を追加してございます。

次、２０ページをお願いいたします。

清掃総務費では、事業費の減額に伴いまして、紀南環境広域施設組合負担金１，４３５万３，０００円を減額してございます。

ほか、農林水産業費、農業委員会費では２９万１，０００円を措置。農地利用最適化推進委員８名の報酬２カ月分を措置してございます。

農業総務費では２０５万９，０００円の追加。主なものといたしまして、土地改良施設維持管理適正化事業拠出金として３２０万１，０００円を措置し、一方、特別会計農業集落排水事業繰出金は１７０万２，０００円減額してございます。

農業振興費では、担い手確保・経営強化支援事業補助金につきまして、事業不採択によりまして９６１万２，０００円全額を減額してございます。

土地改良施設維持管理適正化事業費では、普通旅費８万円を追加してございます。

小規模土地改良事業費では３２２万４，０００円を措置。ござば井堰修繕工事請負費３２１万円等を措置してございます。

次、２２ページをお願いいたします。

７款土木費の土木総務費では６１万円の追加。彦五郎公園のトイレ修繕料として１６万円を、また丹田台公園の遊具撤去工事請負費として４５万円を措置してございます。

道路橋梁総務費では、県営事業負担金の急傾斜地崩壊対策工事として７０万円を追加。

道路橋梁維持費では、消耗品費２万６，０００円を追加。

高速道路対策費では２，５２２万２，０００円を減額。内容といたしまして、残土処分場工事請負費で２，４２２万２，０００円を減額。また、測量設計調査委託料で１００万円を減額してございます。

河川改良費では１１３万円を減額。ラジコン草刈り機の修繕料といたしまして３７万

円を措置。一方、測量設計調査委託料 1 5 0 万円を減額してございます。

住宅管理費では 1 0 1 万 4, 0 0 0 円を追加。主なものといたしまして、町営住宅の修繕料 1 0 0 万円を追加してございます。

次の 2 4 ページをお願いいたします。

8 款消防費の常備消防費では 2 8 7 万 6, 0 0 0 円を追加。非常用発電設備の修繕料として 2 4 万円、消防事務業務委託料で 2 6 3 万 6, 0 0 0 円を措置してございます。

9 款教育費の教育委員会費では、旅費及び教育委員研修会負担金で合わせて 2 万 6, 0 0 0 円を減額してございます。

事務局費では 2 0 2 万 5, 0 0 0 円を減額。主なものといたしまして、私立幼稚園就園奨励費補助金で 2 0 0 万円を減額してございます。

次の 2 6 ページをお願いいたします。

2 項小学校費の学校管理費では 6 0 万円を追加。主なものといたしまして、修繕料で岡小学校の支援教室増設のための修繕料 3 3 0 万円を含め、3 3 3 万 8, 0 0 0 円を追加。また、支援教室用の備品購入費として 2 5 万円を追加。パーソナルコンピュータ借上料につきましては入札差額により 1 8 5 万 8, 0 0 0 円を減額措置してございます。

教育振興費では 1 1 万 4, 0 0 0 円を減額。主なものといたしまして、教職員検診委託料 5 万 5, 0 0 0 円等を減額してございます。

3 項中学校費の学校管理費では 6 2 万 1, 0 0 0 円を減額。主なものといたしまして、臨時職員賃金で 4 0 万円を減額してございます。

次、2 8 ページをお願いいたします。

真ん中のほうで、備品購入費で支援教室用備品購入費として 5 0 万円を措置してございます。

教育振興費では 6 8 万 7, 0 0 0 円を減額。主なものといたしまして、要保護及び準要保護生徒援助費で 3 8 万 5, 0 0 0 円を減額してございます。

生涯学習事業費では、補正額はございませんが、寺子屋塾の経費等に県補助金 3 5 万 8, 0 0 0 円が交付されることが決定されましたので、財源内訳の変更を行ってございます。

放課後児童対策費では 2 8 万 1, 0 0 0 円を追加。学童保育児童送迎ボランティア賃金 2 5 万 7, 0 0 0 円等を追加してございます。

次、3 0 ページをお願いいたします。

文化会館運営費では、照明調光卓借上料 2 8 万 1, 0 0 0 円を追加してございます。

保健体育総務費では、スポーツ合宿助成金 3 万円を追加してございます。

3 2 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいた

します。

それでは、次に歳入につきまして説明させていただきますので、１０ページをお願いいたします。

２、歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

１２款分担金及び負担金の農林業費負担金では、小規模土地改良事業負担金で１１２万３，０００円を措置してございます。

１４款国庫支出金、総務費国庫負担金では、地籍調査事業費負担金で７６４万円を減額。

民生費国庫負担金では、施設型給付費負担金で１３０万５，０００円、地域型保育給付費負担金で３１４万４，０００円をそれぞれ措置してございます。

民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援交付金で３４万８，０００円を減額。

教育費国庫補助金では、幼稚園就園奨励補助金で１２０万９，０００円を減額してございます。

民生費委託金では、基礎年金事務委託金で３万９，０００円を措置してございます。

次、１２ページをお願いいたします。

１５款県支出金、総務費県負担金では、地籍調査事業費負担金３８２万円を減額。

民生費県負担金では、施設型給付費負担金で６５万２，０００円を、地域型保育給付費負担金で１５７万２，０００円をそれぞれ措置してございます。

民生費県補助金では、子ども・子育て支援交付金で３４万８，０００円を減額。

農林業費県補助金では、担い手確保・経営強化支援事業補助金で９６１万２，０００円を減額し、小規模土地改良事業費補助金で９６万３，０００円を追加してございます。

教育費県補助金では、子どもの居場所づくり推進事業費補助金で３５万８，０００円を措置してございます。

１８款繰入金では、上富田町共同作業場基金繰入金で８５万円を減額。

財政調整基金繰入金では、２，４２５万６，０００円を追加措置してございます。

次、１４ページをお願いいたします。

２０款諸収入、雑入では、建設残土処分料３，２４０万円を減額措置してございます。

２１款町債、衛生債では紀南環境広域最終処分場建設事業債１，４４０万円を減額措置してございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

私からは、議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、平成28年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）。

平成28年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ595万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,367万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

3款繰入金では、補正前の額に586万6,000円を追加し、1億8,233万4,000円と定めています。

5款諸収入では9万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に595万6,000円を追加し、2億8,367万7,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に586万6,000円を追加し、2億7,039万1,000円と定めています。

3款保健事業費では9万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に595万6,000円を追加し、2億8,367万7,000円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

3款繰入金、1目一般会計繰入金では586万6,000円を追加。療養給付費繰入金を措置してございます。

5 款諸収入、1 目雑入では9 万円を追加。人間ドック補助金を措置してございます。
次の1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

3、歳出です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金では5 8 6
万6, 0 0 0 円を追加。平成2 7 年度分の精算により、過年度分療養給付費負担分とし
て不足分を措置してございます。

3 款保健事業費、1 目保健衛生普及費では9 万円を追加。人間ドック補助金として1
日ドック2 名分、脳ドック2 名分を追加措置してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

産業建設課、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第1 7 号をご説明申し上げます。

議案第1 7 号、平成2 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3 号）。

平成2 8 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第3 号）は、次に定めると
ころによる。

歳入歳出予算の補正。

第1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1 億1, 1 0 0 万円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5 億8, 1 4 1 万8, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成2 9 年3 月6 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

3 款諸収入、補正前の額に1 億1, 1 0 0 万円を追加し、5 億5, 1 3 8 万円、歳入
合計では、補正前の額に1 億1, 1 0 0 万円を追加し、5 億8, 1 4 1 万8, 0 0 0 円
と定めてございます。

歳出でございます。

1 款宅地造成費、補正前の額に1 億1, 1 0 0 万円を追加し、2 億2, 9 9 9 万円、
歳出合計では、補正前の額に1 億1, 1 0 0 万円を追加し、5 億8, 1 4 1 万8, 0 0
0 円と定めてございます。

次の３ページから５ページの事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

６、７ページをお願いします。

歳入でございます。

３款諸収入、１目宅地造成事業収入、補正前の額に１億１，１００万円を追加し、５億４，７８１万９，０００円、計としまして、補正前の額に１億１，１００万円を追加し、５億５，１３８万円と定めてございます。

歳出でございます。

１款宅地造成費、１目宅地造成事業費、補正前の額に１億１，１００万円を追加し、１億９，８３４万２，０００円、公有財産購入費で、朝来峠地区企業用地取得費として１億１，１００万円を措置してございます。計としまして、補正前の額に１億１，１００万円を追加し、２億２，９９９万円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

上下水道課長、三栖君。

○上下水道課長（三栖啓功）

よろしくお願いします。

私からは、議案第１８号をご説明申し上げます。

議案第１８号、平成２８年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）。

平成２８年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１７０万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９，５２８万２，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２９年３月６日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第１表 歳入歳出予算の補正」。

歳入でございます。

１項一般会計繰入金として、補正前の額から１７０万２，０００円を減額し、歳入合計としまして、補正前の額から１７０万２，０００円を減額し、１億９，５２８万２，０００円と定めております。

歳出でございます。

1 項農業集落排水事業費、補正前の額から 1 7 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳出合計としまして 1 7 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、1 億 9, 5 2 8 万 2, 0 0 0 円と定めております。

歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、3 ページ、4 ページ、5 ページにつきましてはお目通しをお願いします。

6 ページをお願いします。

歳入。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、補正前の額から 1 7 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、計としまして、補正前の額から 1 7 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、1 億 3, 4 7 8 万 4, 0 0 0 円と定めております。

歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項施設維持管理費、補正前の額から 1 7 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、計としまして、補正前の額から 1 7 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、7, 7 5 0 万 9, 0 0 0 円と定めております。主なものとしては、光熱水費 5 地区の減額、修繕費は市ノ瀬北岸地区ほか施設で真空弁ユニット等の増額でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課、榎原君。

○総務政策課企画員（榎原基史）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 1 9 号につきましてご説明いたします。

議案第 1 9 号、平成 2 9 年度上富田町一般会計予算。

平成 2 9 年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 7 億 9, 8 0 0 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

一時借入金。

第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高

額は１０億円と定める。

歳出予算の流用。

第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年３月６日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第１表 歳入歳出予算」です。

歳入では、１款町税で１５億８，３６５万２，０００円と定めてございます。

２款地方譲与税で５，６５０万円。

３款利子割交付金で２５０万円。

４款配当割交付金で１，２００万円。

５款株式等譲渡所得割交付金で１，０００万円。

６款地方消費税交付金で２億２，０００万円。

７款ゴルフ場利用税交付金で２，７００万円。

８款自動車取得税交付金で１，０００万円。

９款地方特例交付金で１，０００万円。

１０款地方交付税で１７億４，０００万円。

１１款交通安全対策特別交付金で２００万円。

１２款分担金及び負担金で６，４０８万６，０００円。

１３款使用料及び手数料で１億６，５７７万９，０００円。

１４款国庫支出金で６億９３９万７，０００円。

１５款県支出金で４億６，７０４万８，０００円。

１６款財産収入で５，７１８万６，０００円。

１７款寄付金で１，０７１万円。

１８款繰入金で８，１７０万９，０００円。

１９款繰越金で１，０００万円。

２０款諸収入で３，７５３万３，０００円。

２１款町債で６億２，０９０万円。

歳入合計では、５７億９，８００万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出では、１款議会費で８，５９８万６，０００円と定めてございます。

2 款総務費で8 億8, 7 0 6 万円。

3 款民生費で1 9 億9, 1 3 7 万8, 0 0 0 円。

4 款衛生費で6 億5 9 2 万8, 0 0 0 円。

5 款農林水産業費で3 億3, 0 5 1 万円。

6 款商工費で2, 8 2 8 万1, 0 0 0 円。

7 款土木費で3 億6, 5 6 9 万2, 0 0 0 円。

8 款消防費で2 億1, 4 2 8 万6, 0 0 0 円。

9 款教育費で5 億9, 5 9 9 万8, 0 0 0 円。

1 0 款災害復旧費で1 2 0 万円。

1 1 款公債費で6 億9, 0 6 8 万1, 0 0 0 円。

1 2 款予備費で1 0 0 万円。

歳出合計では5 7 億9, 8 0 0 万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第2 表 地方債」でございます。

起債の目的といたしまして、庁舎整備事業で限度額を1 億5, 8 4 0 万円、災害援護資金で限度額を3 5 0 万円、紀南環境広域最終処分場建設事業で限度額を1, 4 3 0 万円、道路橋梁等整備事業で限度額を1, 1 1 0 万円、地方道路等整備事業で限度額を8 5 0 万円、公営住宅整備事業で限度額を3, 6 0 0 万円、消防施設整備事業で限度額を4, 7 4 0 万円、学校給食施設整備事業債で限度額を1 億3, 1 7 0 万円、臨時財政対策債では限度額を2 億1, 0 0 0 万円、起債合計では6 億2, 0 9 0 万円と見込んでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次、7 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終1 5 1 ページまではお目通しのほどお願いいたします。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

私からは、議案第2 0 号から議案第2 3 号までご説明いたします。

議案第2 0 号、平成2 9 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

平成2 9 年度上富田町の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによ

る。

歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億4,368万1,000円と定める。

2項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1 款国民健康保険税では4億8,447万1,000円と定めています。

2 款使用料及び手数料では10万円。

3 款国庫支出金では5億685万8,000円。

4 款療養給付費交付金では4,623万3,000円。

5 款前期高齢者交付金では2億7,000万円。

6 款県支出金では1億2,018万7,000円。

7 款共同事業交付金では5億5,500万円。

8 款財産収入では3,000円。

9 款繰入金では2億5,375万6,000円。

10 款繰越金では1万円。

11 款諸収入では706万3,000円。

歳入合計では22億4,368万1,000円と定めています。

3 ページをお願いします。

歳出です。

総務費では4, 635万6, 000円と定めています。

2款保険給付費では12億1, 274万1, 000円。

3款後期高齢者支援金等では2億5, 002万5, 000円。

4款前期高齢者納付金等では33万円。

5款老人保健拠出金では12万円。

6款介護納付金では1億2, 000万円。

7款共同事業拠出金では5億8, 000万1, 000円。

8款保健事業費では2, 925万5, 000円。

9款基金積立金では3, 000円。

10款公債費では75万円。

11款諸支出金では310万円。

12款予備費では100万円。

歳出合計では22億4, 368万1, 000円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終39ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、平成29年度上富田町特別会計介護保険予算。

平成29年度上富田町の特別会計介護保険の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3, 042万9, 000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款保険料では2億6,870万8,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では1,000円。

3款国庫支出金では3億6,133万6,000円。

4款支払基金交付金では4億238万1,000円。

5款県支出金では2億527万6,000円。

6款財産収入では1,000円。

7款繰入金では2億3,446万円。

8款繰越金では1万円。

9款諸収入では940万2,000円。

10款町債では4,885万4,000円。

歳入合計では15億3,042万9,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では3,943万7,000円。

2款保険給付費では13億6,555万円。

3款公債費では1,660万5,000円。

4款地域支援事業費では1億883万7,000円。

歳出合計では15億3,042万9,000円と定めています。

4ページをお願いします。

「第2表 地方債」です。

起債の目的は、財政安定化基金貸付金です。限度額は4,885万4,000円と定めてございます。

起債の方法は普通貸借でございます。利率は無利子でございます。償還の方法につき

ましては、和歌山県介護保険財政安定化基金の貸付条件による。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、または繰り上げ償還することができるとなっております。

５ページの歳入歳出予算事項別明細書、１、総括から最終３８ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第２２号についてご説明いたします。

議案第２２号、平成２９年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

平成２９年度上富田町の特別会計後期高齢者医療の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億７，８０５万８，０００円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、５，０００万円と定める。

歳出予算の流用。

第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年３月６日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第１表 歳入歳出予算」。

歳入です。

１款保険料では９，３８３万６，０００円と定めています。

２款使用料及び手数料では１万円。

３款繰入金では１億８，２５０万６，０００円。

４款繰越金では１万円。

５諸収入では１６９万６，０００円。

歳入合計では２億７，８０５万８，０００円と定めています。

３ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では1, 1 1 8 万 5, 0 0 0 円と定めています。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では2 億 6, 4 9 9 万円。

3 款保健事業費では1 6 8 万 5, 0 0 0 円。

4 款公債費では1 8 万 8, 0 0 0 円。

5 款諸支出金では1 万円。

歳出合計では2 億 7, 8 0 5 万 8, 0 0 0 円と定めています。

5 ページをお願いします。

5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終1 8 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2 3 号についてご説明いたします。

議案第2 3 号、平成2 9 年度上富田町特別会計診療所事業予算。

平成2 9 年度上富田町の特別会計診療所事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3, 9 0 6 万 4, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2 条、地方自治法第2 3 5 条の3 第2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2, 0 0 0 万円と定める。

平成2 9 年3 月6 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1 表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1 款診療収入では2, 0 4 9 万 4, 0 0 0 円と定めています。

2 款使用料及び手数料では1 4 万 5, 0 0 0 円。

3 款繰入金では1, 8 4 2 万 2, 0 0 0 円。

4 款諸収入では3, 0 0 0 円。

歳入合計では3, 9 0 6 万 4, 0 0 0 円と定めています。

歳出です。

1 款総務費では3, 1 7 9 万 4, 0 0 0 円と定めています。

2 款医業費では7 0 4 万 5, 0 0 0 円。

3 款公債費では 2 2 万 5, 0 0 0 円。

歳出合計では 3, 9 0 6 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページをお願いします。

3 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 1 4 ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 2 4 号をご説明申し上げます。

議案第 2 4 号、平成 2 9 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

平成 2 9 年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 3 5 9 万 6, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款財産収入 2, 0 0 0 円。

2 款諸収入 4 億 3 5 9 万 4, 0 0 0 円。

歳入合計では 4 億 3 5 9 万 6, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款宅地造成費 4 億 2 0 9 万 6 , 0 0 0 円。

2 款公債費 1 5 0 万円。

歳出合計では 4 億 3 5 9 万 6 , 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括から最終 1 4 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、議案第 2 5 号及び議案第 2 6 号についてご説明申し上げます。

議案第 2 5 号、平成 2 9 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算。

平成 2 9 年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 3 万 7 , 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款諸収入、1 項貸付金元利収入 7 3 万 7 , 0 0 0 円と定めております。

次に、歳出でございます。

1 款公債費、1 項公債費、同じく 7 3 万 7 , 0 0 0 円と定めております。

次の 3 ページから 8 ページまでの事項別明細書等につきましては、恐れ入りますが、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 2 6 号、平成 2 9 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算についてでございます。

平成 2 9 年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ354万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願い申し上げます。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款諸収入、1項貸付金元利収入354万3,000円と定めております。

歳出。

1款公債費、1項公債費354万3,000円と定めております。

次の3ページから8ページ、事項別明細書等につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほう、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

私のほうからは、議案第27号についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議案第27号、平成29年度上富田町特別会計奨学事業予算。

平成29年度上富田町の特別会計奨学事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ816万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入1,000円。

2款繰越金、1項繰越金1,000円。

3款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項貸付金元利収入816万円。

歳入合計といたしまして、８１６万３，０００円と定めております。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費で８１６万３，０００円と定めております。

３ページ、歳入歳出予算事項別明細書、１、総括から最終９ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

午後１時３０分まで休憩します。

休憩 午前１１時３１分

再開 午後 １時３０分

○議長（山本明生）

再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、三栖君。

○上下水道課長（三栖啓功）

よろしくお願いします。

私から、議案第２８号、議案第２９号、議案第３０号をご説明申し上げます。

議案第２８号、平成２９年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算。

平成２９年度上富田町の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億２，０５１万４，０００円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、１億円と定める。

歳出予算の流用。

第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の

金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金103万7,000円。

使用料及び手数料5,784万3,000円。

3款国庫支出金1,700万円。

4款財産収入1,000円。

5款繰入金1億4,462万6,000円。

6款諸収入7,000円。

歳入合計2億2,051万4,000円と定めております。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費1億274万円。

2款公債費1億1,777万4,000円。

歳出合計としまして2億2,051万4,000円と定めております。

歳入歳出予算事項別明細書、総括3ページから17ページまでにつきましては、お目通しをお願いします。

以上、何とぞご承認賜りますようお願いします。

続きまして、議案第29号をご説明申し上げます。

議案第29号、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業予算。

平成29年度上富田町の特別会計公共下水道事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,885万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金940万7,000円。

2款使用料及び手数料4,421万6,000円。

3款国庫支出金6,500万円。

4款県支出金200万円。

5款財産収入4万1,000円。

6款繰入金1億2,098万8,000円。

7款繰越金20万円。

8款諸収入1,000円。

9款町債8,700万円。

歳入合計としましては3億2,885万3,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費2億694万2,000円。

2款公債費1億2,191万1,000円。

歳出合計としまして3億2,885万3,000円と定めております。

次のページをお願いします。

「第2表 地方債」でございます。

起債の目的、公共下水道事業、限度額8,700万円でございます。

起債の方法、普通貸借または証券発行でございます。利率、年5%以内。償還の方法、借り入れ先の融資条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。

次のページで、歳入歳出予算事項別明細書、総括です。5ページから21ページにつ

きましては、お目通しをお願いします。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いします。

続きまして、議案第30号をご説明申し上げます。

議案第30号、平成29年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成29年度上富田町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数6,600戸。2、総配水量678万9,000立方メートル。3、1日平均配水量1万8,600立米。4、配水設備改良事業費として1億662万円。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益5億3,103万9,000円、第1項営業収益4億7,329万9,000円、第2項営業外収益5,774万円。

支出。

第1款水道事業費用4億6,292万9,000円、第1項営業費用4億373万3,000円、第2項営業外費用5,919万6,000円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,625万9,000円は、損益勘定留保資金2億7,866万7,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額759万2,000円で補填するものとする。

収入でございます。

第2款資本的収入430万円、第1項工事負担金400万円、第2項他会計負担金30万円。

支出。

第2款資本的支出2億9,055万9,000円、第1項建設改良費1億712万円、第2項企業債償還金1億8,343万9,000円。

次のページをお願いします。

一時借入金。

第5条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費5,169万8,000円。

たな卸資産の購入限度額。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、1,500万円と定める。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

予算に対する説明書でございます。6ページから33ページにつきましては、お目通しを願います。

以上、何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

産業建設課、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願いします。

私からは、議案第31号をご説明申し上げます。

議案第31号、平成29年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

平成29年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ503万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月6日提出、朝来財産区管理者上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入456万円。

2款寄付金37万円。

3 款繰越金 1 0 万円。

4 款諸収入 1, 0 0 0 円。

歳入合計では 5 0 3 万 1, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款委員会費 1 1 0 万 2, 0 0 0 円。

2 款総務費で 3 9 2 万 9, 0 0 0 円。

歳出合計では 5 0 3 万 1, 0 0 0 円と定めてございます。

次の 3 ページ、歳入歳出予算事項別明細書、総括から最終の 1 0 ページまで、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

私からは、議案第 3 2 号から議案第 3 4 号についてご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

議案第 3 2 号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成 2 8 年度 第 2 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成 2 8 年度 第 2 号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター建築工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、一金 2 億 9, 4 8 4 万円。

4、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬 5 6 7 - 1、株式会社後工務店、代表取締役後雅雄。

平成 2 9 年 3 月 6 日提出、上富田町長小出隆道。

本事業につきましては、指名競争入札による工事請負契約です。株式会社後工務店、株式会社西峰工務店上富田営業所、株式会社堀組上富田営業所、株式会社田中組、株式会社テンコーライフ、株式会社共栄建設工業、株式会社丸山組の特定建設業の資格を有する 7 社により 2 月 1 6 日に指名競争入札が執行され、株式会社後工務店が落札しております。

建築の内容につきましては、鉄骨平家建て1, 270平米の学校給食センター1棟と鉄骨平家建て56平米の配送車用車庫1棟を建築するものです。

参考資料として仮契約書を添付しており、最終事項に、この契約は議会の議決があったとき、この契約と同一の条項により、本契約を締結することとしておりますので、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第33号です。

議案第33号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成28年度 第3号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター電気設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成28年度 第3号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター電気設備工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、一金1億3,072万1,040円。

4、契約の相手方、和歌山県田辺市稲成町336-1、株式会社第一テック、代表取締役朝間一議。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

本事業につきましても、指名競争入札による工事請負契約です。前田電気商会、株式会社第一テック、岩本電気産業株式会社、有限会社光明電設、有限会社大峯電気工事、株式会社井上電工、辻田電設、有限会社福原電工の特定建設業の資格を有する8社により2月16日に指名競争入札が執行され、株式会社第一テックが落札をしております。

電気設備の内容につきましては、主に給食センター内の電灯、幹線、動力配線、受変電設備等を施工するものです。

参考資料として仮契約書を添付しており、最終事項に、この契約は議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結することとしておりますので、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第34号です。

議案第34号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成28年度 第4号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方

自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成28年度 第4号 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター機械設備工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、一金2億304万円。

4、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2101番地の4、山本施設工業株式会社上富田営業所、所長西上武男。

平成29年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

本事業につきましても、指名競争入札による工事請負契約です。山本施設工業株式会社上富田営業所、株式会社光和設備上富田営業所、有限会社クボタ工事、株式会社武井工業所の特定建設業の資格を有する4社により2月16日に指名競争入札が執行され、山本施設工業株式会社上富田営業所が落札をしております。

機械設備の内容につきましても、主に給食センター内の給排水、水処理施設、空調施設、電気設備等を施工するものです。

参考資料として仮契約書を添付しており、最終事項に、この契約は議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結することとしておりますので、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

これで提案理由の説明は終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第21 議案第19号、平成29年度上富田町一般会計予算の件から、日程第33 議案第31号、平成29年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件までの13件については、委員会条例第5条の規定に基づき、11人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第31号については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第

7条第3項の規定に基づき、議長を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩しますから、委員会を開催していただき正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。第1委員会室まで移動をお願いします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時07分

○議長（山本明生）

再開します。

予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので報告いたします。

委員長に、8番、奥田誠君、副委員長に、2番、谷端清君が就任されました。

委員長を初め委員の皆様、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

△延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、3月9日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

この後、スポーツサロンの視察がありますので、玄関前にお集まりください。よろしくお願いいたします。

延会 午後2時08分